

早稲田大学博士論文概要書

「ビジネスと人権」に関する国際法の課題と発展
—国境を越える企業活動による人権侵害の防止と救済を中心に—

早稲田大学大学院法学研究科

伊 藤 和 子

序 章

本論文の序章は、本研究の目的を以下のとおり示す。

1 本研究の目的

本研究は、グローバル化を背景に、グローバル展開する企業が越境して事業活動を行う結果、人々の人権を侵害するという極めて現代的な課題に対し、国際社会と国際法がいかなる対応をしてきたのか、現在の国際法及びソフトロー秩序の到達点は、果たして国境を越える人権侵害によって影響を受ける人々の人権を実効的に保障するものといえるのかを分析する。そのうえで、企業の越境的活動がもたらす人権侵害によって影響を受ける人々の人権を実効的に保護するための国際法の発展方向を考察し、今後の課題と展望を明らかにすることを目的とする。

2 本研究の検討課題

2000年代に入り、グローバル化の負の側面への対応が喫緊の課題として認識されて以降、ビジネスと人権に関する国際法の発展は真剣に模索されてきた。

2011年には、ソフトロー規範である国連「ビジネスと人権に関する指導原則：『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」（以下「ビジネスと人権に関する指導原則」又は「指導原則」という）が採択された。本研究では、指導原則の意義と効果を、企業活動によって人権に影響を受ける人々の視点に立って検討したうえで、越境的な企業行動によって発生する人権侵害の実効性ある解決のために、より根本的には何が求められているかを検討し、被害防止と救済のための国際法の発展の方向性を具体的に明らかにする。同時に、現に進行しているビジネスと人権に関する国際法の動態的發展過程を分析し、被害者及び当事者の視点から課題と展望を明らかにする。

本研究では、第1に、国際法、特に国際人権法のこれまでの枠組みが、国境を越える企業の人権侵害に対して、被害者や当事者の課題を解決するために有効な回答を示しているのかを検討する。そして、指導原則の内容、影響力と限界を検証し、これを踏まえて、現在のソフトロー・アプローチを超えた、国際法の発展によって問題解決の必要性を検討する。

第2に、上記の認識に立脚した上で、企業に取る人権侵害の被害者や当事者を実効的に保護し、被害救済しうる国際法、特に国際人権法の発展可能性を理論的に模索する。理論的には、非国家主体である企業の人権侵害に対応して、次の2点を検討する。

- ① 国際人権法のこれまでの適用範囲を拡張し、国家に対し、域外的な義務として、「自国の管轄又は管理下」にある企業の越境的活動の影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を課す方向での国際法の発展が可能か。
- ② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害に対し、企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止と救済を確保する方向での国際法の発展が可能か。

第3に、指導原則の採択以降、国境を越えて活動する企業による人権侵害に対する実効的な被害防止・救済を実現するために、グローバルな法形成（国際法、ソフトロー、国内法、EU法の発展とその相互関係を含む）がどのように、どこまで進んできたのかを分析するとともに、課題を明らかにする。

本研究は最後に、今後の課題と展望として、国連レベルにおけるビジネスと人権に関する国際条約制定等の動きを検討するとともに、国際法の形成プロセスからは排除されている被害者や当事者、彼らと連携した市民が、ビジネスと人権に関するグローバルな規範の発展に影響を与えるボトムアップの法形成の動態を把握し、研究の締めくくりとする。

第1部 予備的考察

第1部では、予備的考察を行い、主として指導原則が採択される前の、国際法とソフトローの対応状況を分析した。

1 第1章 国境を越えるビジネスがもたらす人権侵害と法

第1章は、第1節において、先行研究をもとに、経済のグローバル化及びそれによってもたらされる国境を越える人権侵害の実相と特徴を明らかにした。

そのうえで、第2節において、国際法による規制における限界と課題について把握し、なぜ伝統的国際法理論が企業の人権侵害に十分に対応していないのかを明らかにした。第1に、国際法は国家中心の法体系であり、非国家主体に対する企業に対し、人権に関する義務を課すものでないと想定されてきたこと、第2に、非国家主体による有害行為について国家が責任を負うための要件は厳しく、かつ個人が国家責任を追及できる仕組みも整っていないことを確認した。

第3節では、ソフトローによる規制の展開とその限界を明らかにした。まず、ソフトロー概念を確認したうえで、ソフトローによる多国籍企業規制の試みとして、国連による多国籍企業行動規範の取り組み、OECDやILOなどの機関によるソフトローに基づく企業規制の試み、企業の自主的アプローチ、グローバル・コンパクトの取り組みを概観した。その結果、ILO等の部分的な成果を除き、総じてソフトローが現実の事態を改善する役割を果たしたとは評価しがたいことが明らかにした。

結論として、国境を越えた企業が関与する人権侵害に対し、国際法による規制はなされておらず、人権侵害に対する被害救済やアカウンタビリティを確保する仕組みが欠如している一方、ソフトローも実効性が欠如しているため被害者や当事者の人権を保障する役割を果たせないことを明らかにした。

2 第2章 国際人権法のアプローチ

第2章は、国際人権法が、企業の国境を越える人権侵害という課題にいかなるアプローチで取り組み、いかなる限界に直面したのかを考察した。

まず第1節では、第1に、一般国際法と国際人権法との関係を確認し、第2に、国際人権法が保障する権利の普遍性及び対世的(*erga omnes*)性質を確認した。第3に、国際人権法上の国家の義務の性質を検討した。国際人権法上、国家には尊重、保護、充足の義務があるとの解釈が確立しており、企業のような非国家主体による人権侵害から個人の人権を保護する保護義務として、被害防止や実効的救済の確保等の義務を国家が負うことが広く承認されている。

第2節は、非国家主体による人権侵害が領域外で発生した場合、国家はいかなる義務を負うのかを検討した。人権条約は国家に、自国の「領域及び管轄」下(自由権規約)あるいは「管轄下」(欧州人権条約)の個人に対する人権保障の義務を課しており、領域外への人権条約の適用は例外的とされる。人権条約機関や欧州人権条約の発展的解釈の結果、領域外でも国家の「管轄下」すなわち実効的支配下にあると判断された個人との関係では条約が適用され、国家が域外的義務を負うとの発展的解釈が進んでいる。しかし、欧州人権裁判所は *Bankovic* 事件で、「管轄」概念を、国際公法に基づき、主として領域的なものと判断し、条約の域外適用を制限した。さらに、域外的な保護義務を認めた判例は特殊な事例にとどまる。以上の先例や学説を見る限り、越境的活動を行う企業の本国が、企業活動によって影響を受ける領域外の個人に対して人権条約上の義務(域外的保護義務)を負うという結論を導き出すことは直ちには難しいことが明らかになった。その一方で、企業の進出先である受入国は、領域内の個人の人権を保護する主たる義務を負うが、その実施が困難に直面することを明らかにした。

第3節においては、企業に国際人権法上の義務を課す方向でのアプローチを検討した。国連人権促進保護小委員会は2003年、多国籍企業に人権に関する義務があることを確認するソフトロー規範である「多国籍企業その他のビジネス活動の人権に関する規範(案)」(以下「規範(案)」)を採択したが、これに対する多国籍企業及びその本国の反発が強く、国連人権委員会及び経済社会理事会はこの提案を事実上廃案にした。「規範(案)」を採択する代わりに、国連人権委員会が国連事務総長特別代表としてさらなる調査研究のために選任したジョンラギーは、2006年の国連人権理事会報告で、「企業に国際法上の義務を課す国際法規則はない」として、「規範(案)」を葬った。こうして、国境を越える企業による人権侵害に対して国際人権法を適用することによって問題を解決しようとした試みは頓挫した。

第1部は以上のとおり、国境を越える企業のもたらす人権侵害という課題に対し、国際法も、また国際法の規範の欠缺を埋めようとしたソフトローも有効な対応策を備えておらず、被害の防止・救済に十分に対応できないことを明らかにした。

第2部 国連ビジネスと人権指導原則とその実施

第2部では、「ビジネスと人権に関する指導原則」の意義と限界を明らかにした。

1 第3章 国連ビジネスと人権に関する指導原則

第3章では、指導原則の「保護」(国家の保護する義務)「尊重」(企業の人権尊重責任)「救済」の枠組みを解説し、その発展的性格とともに限界を明らかにした。指導原則については、第1に、長年の企業と人権をめぐる対立に終止符を打ち、国際社会の規範を確立したことが評価されている。第2に、指導原則が、企業の人権尊重責任が国際的に認められたすべての人権規範に及ぶと規定したこと、自社のみならずバリューチェーン全体に及ぶと規定したこと、その責任がデュー・ディリジェンスとして詳細に定められたことは重要な前進と評価されている。第3に、この規範は他のソフトロー規範にも受容され、大きな影響力を有することとなったことも評価されている。しかし、学説は、指導原則には重大な限界があると指摘した。第1に、国家の保護する義務として規定された内容が極めて具体性に乏しく、企業の越境する人権侵害に対する国家の域外的義務について明確な規定がないこと、第2に、企業の人権に対する国際法上の義務を確認せず、「社会的な責任」を規定するにとどめ、規定された責任の内容も曖昧であること、第3に、人権侵害の被害救済やアカウンタビリティのメカニズムが欠落していることは批判された。

確かに、国家に対しても企業に対しても規範性が乏しく、違反しても何らサンクションがなければ、遵守を確保するのは難しい。そして域外的な国家の人権保護義務に踏み込まなかったことで、国境を越える企業の人権侵害に関するガバナンス・ギャップは埋められず、被害防止と救済という課題への有効な解決策が示されなかったといえる。

2 第4章 指導原則の実施

第4章では、指導原則が国家実行として、また私的なガバナンスのなかで、どのように実行されたのかを検証した。

第1節では、欧州における指導原則採択後の初期対応を概観し、国家の義務の実施状況を分析した。欧州ではEUのイニシアティブにより、まず、各国で指導原則の国内行動計画が採択され、次にEUの非財務情報開示指令の採択を受けて、欧州各国で一定規模の企業に対し、人権の取り組み方針と実施に関する情報開示が義務付けられた。しかし、研究機関等の検証等を分析した結果、このような施策だけでは指導原則の実効的な実施を確保することはできなかったことが明らかになった。

第2節では、企業の人権尊重責任に関する実施状況を分析した。

まず、OECDやILO等の国際組織が指導原則を具体化した基準設定を行い、マルチ・ステークホルダーによる指導原則実施が進められ、機関投資家もイニシアティブを発揮する等、多様なアクターによる指導原則の実施を概観した。また、指導原則を活用したNGOからの告発も増え、一見非常に活発な実践が行われているように見える。しかし、学術的な調査やNGOの調査の結果、指導原則の実施の実効性について

多くの疑問が呈されている。人権デュー・ディリジェンスの取り組みは総じて表面的なものに終始し、マルチ・ステークホルダーの取り組みが、透明性やアカウンタビリティに欠け、トップダウンで行われ、最も重視すべき脆弱なライツホルダーを締め出す結果となっていることなどが明らかになった。国連人権理事会の作業部会及びEUが公表した企業による人権デュー・ディリジェンスの実施状況に関する調査からも、企業による人権尊重責任の実効的な実施がなされていないことが明らかになった。総じて特徴的なのはライツホルダーが軽視されていることである。以上の検討から、国家による法規制や強制的メカニズムが欠如したまま、私的なアクターにソフトローとしての指導原則の実施を委ねるだけでは、企業の自主的アプローチと顕著な差がみられず、表面的な指導原則の実施にしかかなりえないとの結論に達した。

3 第5章 国境を越える人権侵害に関する救済へのアクセス-米国の動向を中心に-

第5章は、米国における司法的救済の動向を中心に、国境を越える企業の人権侵害の被害救済の実情と課題を検討する。

第1節では、外国人不法行為法(以下、ATCA)に基づき、多国籍企業による越境的人権侵害の責任を問う訴訟の主要な判決を分析した。

2000年代初頭において、ATCAに基づき、米国を拠点とする多国籍企業のミャンマーにおける人権侵害への加担の責任を問う訴訟について、米国連邦裁判所の管轄を肯定する判決が出されて注目されたが、その後 *Kiobel* 事件に見られる通り米国連邦最高裁は年々救済の門戸を閉じ、*Jesner* 事件で連邦最高裁は、人権侵害に伴う民事、刑事上の責任を企業に負わせるとの国際法の原則は確立していないと判断し、ATCA訴訟の門戸をさらに狭めた。

第2節では、米国を拠点とする多国籍企業の子会社が途上国の事業地で環境・人権に関する被害を与えた事例をもとに、救済の困難さを明らかにした。エクアドル対シェブロン事件は、当初、被害住民が米国裁判所に提訴したが、フォーラムノンコンベニエンス法理で訴えは門前払いされた。その後、被害住民はエクアドルの裁判所に提訴し、勝訴したが、シェブロンはエクアドルからすべての財産を引き上げた。結果的にエクアドルの判決は米国で承認・執されず、結局被害者はいずれの裁判所に提訴しても救済を得られなかった。

第3節では、指導原則採択後、米国では司法救済へのアクセスがむしろ閉ざされていることを踏まえ、考察を行った。ATCAに基づき裁判権行使には、大沼教授は「領域性に基づく主権国家の併存という国際社会の根本原則を無視する」と批判するが、属地主義だけでは問題は解決し難い。一方、企業による人権侵害が多くの場合、強行規範に該当しないことを考えれば、普遍的管轄権の理論でも問題は解決しない。そして近年の国際法の実行に照らせば、少なくとも自国と実質的関連がある人権侵害への対応については、国家管轄権としての域外管轄権行使が国際法上禁止される場合はご

く例外的な事例に限られる。国家の権限の問題としてではなく、域外的義務の問題として理論構築する必要があることを結論づけた。

第2部を通じて、指導原則が「責任」を定めたソフトローのままでは実効的な実施が図られないこと、特に、司法救済の現場で被害者の救済が否定されていることが明らかになった。国境を越える企業活動による人権侵害の被害を防止・救済するため、指導原則を手掛かりとしつつ、国家の義務を強化し、企業の義務を明確化する、より実効性のある規範の発展を探求することが求められることを確認した。

第3部 ビジネスと人権に関する国際法の発展の可能性

第3部は、以上の考察を前提に、国境を越える企業活動によって生じる人権侵害を防止し、被害を救済するための、より実効性のある国際法の発展を検討する。具体的には、以下のような国際法の発展の可能性を探求する。

- ① 国際人権法のこれまでの適用範囲を拡張し、国家に対し、域外的な義務として、「自国の管轄又は管理下」にある企業の越境的活動の影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を課す方向での国際法の発展が可能か。
- ② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害に対し、企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止と救済を確保する方向での国際法の発展が可能か。

第3部では、国際法の他分野、特に国際環境法の規範を分析するという分析視覚をとった。そもそも、国際法の中において特別分野を形成するそれぞれの法体系が、相互に影響を受けあうのは自然な現象である。特に国際環境法体系と国際人権法体系は、いずれも自己完結的体系でなく、相互補完的な関係性にある。2021年の国連人権理事会、2022年の国連総会が相次いで、衛生的で健康的な持続的環境の享受は人権であると確認する決議を採択し、環境が人権の不可欠の一部であるとの認識が確立されている。以上の関係性に照らせば、両規範の発展にとって互いに参照しあうことが有益である。また、すでに国際環境法は国際法の他の分野に影響を与え、類似の法形成が進んでいる。

そこで、第6章では上記①の点について、第7章では②の点について、国際環境法を中心に、国際法の他の分野の規範形成や実施状況を把握した。第8章では、こうした規範的発展を参照しながら、国際人権法がどのような解釈の発展を進めているのか、国連人権機関の実行を確認した。

1 第6章 越境する非国家主体と国家の義務

第6章では、国家が自国の管轄または管理下にある企業の越境活動により影響を受ける領域外の個人に対する人権上の義務を負う国際法の発展が可能か、を検討した。

第1節で、非国家主体による越境損害に関する国家責任に関し、領域使用の管理責任原則から、越境越境環境の未然防止原則が発展し、非国家主体の越境的な有害行動に対し、非国家主体を「管轄または管理下」(ストックホルム・リオ宣言等)におく国

家が越境環境損害の未然防止義務が、国際法上の一般的な義務として明示的に確認され(核兵器使用に関する ICJ 勧告的意見)、この義務は多くの条約にも規定されていることが明らかになった。

第2節では、非国家主体の領域外での活動についての国家の義務に関する規範の展開を、①宇宙開発 ②海洋汚染 ③深海底 ④旗国の義務 ⑤軍縮等の分野について検討した。その結果、国家が越境損害防止義務を負うべき「管轄・管理下」の私人活動は、自国領域における活動にとどまらず、国境を越える非国家主体の活動も含み、属人的管轄権や「旗国」「許可」「保証」などに及び、非国家主体に実質的な規制・管理権限を行使しうる国家が義務を負うことが確認できた。深海底開発に関するレジームにおいては多国籍企業の子会社の領域外活動にも保証国の義務が及ぶとされている。そして、その義務内容は、立法による規制、適切な監視と実施、調査や是正、被害救済等の措置を講ずることが求められている。

こうした域外的義務の拡張については、人権の分野でも無縁ではない。ICJはジェノサイド条約適用事件(2007年)で、領域外の非国家主体に対する国家の「影響力」という新しい基準を採用し、国家がジェノサイド条約上負うジェノサイド防止義務の適用範囲を大幅に緩和した。人権侵害が深刻な事案についてはあるが、国家は領域外の非国家主体による人権侵害について影響力を根拠に人権の義務を負うとする国際法の発展が生まれつつある。

第3節ではこうした一連の規範の発展を踏まえ、国際人権法においても、国家が自国の管轄下におく個人に対する人権侵害にとどまらず、自国の管轄・管理下におく(または影響力を行使しうる)非国家主体による人権侵害の被害を受けた領域外の個人をも保護する義務を確立することが重要な課題であることを論証した。

国際人権法が非国家主体による人権侵害に対応する義務を発展させてきたこと、越境環境防止義務の起点となった領域使用管理原則が人権や人道に由来すること、一連の域外的義務が国際協力義務の視点あるいは対世的義務という観点から理論づけられていること、国家がコントロール可能な非国家主体の行為については国家の義務履行がなしうること等に照らせば、国際環境法と同様の国際法の発展を許容する理論的根拠はあるといえる。学説上も、国際環境法を参照した域外的保護義務に関する理論的解明が進み、社会権に関する域外的義務を拡大するマーストリヒト原則等が展開している。

3 第7章 企業の人権に対する義務と被害賠償

第7章は、企業の越境する人権侵害に関して企業に直接的・間接的な義務を課し、被害防止・救済を確保する国際法の発展が可能かの検討を行った。

第1節は、非国家主体に直接、条約上の義務を課す可能性を探求した。国際人道法規範が非国家主体を直接拘束することは概ね判例上確立され、その根拠は慣習法規則やユース・コーゲンスに求められている。第2に、越境犯罪に関わる汚職、人身取引、さらに

人権条約等においても、条約によって締約国に法人責任の確立を義務付け、企業に間接的な義務を課す条約体制が広がっていることを明らかにした。以上の検討から、第1に、少なくともユス・コーゲンスに関わるような国際法規範については、国際法によって非国家主体に直接義務を課しうること、第2に、諸国の共通利益に関する多国間条約では、非国家主体に間接義務を課す条約が広く見られることが確認できた。いずれも人権規範は無縁ではない。ただし、ユス・コーゲンスに反しない人権規範について非国家主体に直接義務を課すことは引き続き検討が必要となる。

そこで、第2節において、非国家主体の越境行為・領域外行為の結果、被害が発生した場合に、国際環境条約等が、救済のためのいかなる義務や責任を課しているかを検討した。具体的には、ソフトロー規範、高度に危険性のある私人の越境活動による損害に対する条約、海洋法条約、油濁汚染等を概観し、さらに ILC の諸原則を確認した。その結果、実効的な被害救済のために、非国家主体に直接義務と責任を課し、国家が救済の実現の確保義務を負う体制を整えていることを確認することができた。レジームごとに一律ではないが、①条約で非国家主体の義務を定め、賠償責任主体であることを確認し、②非国家主体による被害賠償について厳格責任を原則とし、③国家には、被害賠償を確保する義務を具体的に課し、④条約レジームによっては基金を創設・運用し、裁判管轄権や判決承認について取り決める等して、被害の適切な賠償を確保しようとしていることが明らかになった。以上を前提に、第3節では考察を行い、まず、国際環境法の例からも、ユス・コーゲンスに該当しない規範であっても非国家主体に義務を課すことは国際法上禁止されないこと、企業が主権国家と同視しえないとしても、その活動に関連する範囲で、必要な権利義務を負う国際立法は、国際法の理論によって何ら否定されないとの結論に至った。また、第2節で検討した被害救済レジームは、それぞれ限定された共通利益に基づいて設定されているが、その趣旨や存立基盤は被害救済の必要性や衡平に求められており、一般的な人権・環境被害においても同様の趣旨が妥当する以上、特定レジームからこぼれ落ちた被害について包括的な被害救済制度を構築することは国際法の今後の重要な課題といえることを結論付けた。

3 第8章 国際人権条約機関による解釈の発展—域外的義務の拡張の動き—

第8章では、ビジネスと人権に関する国家の義務の拡張について、指導原則採択後の、ビジネスと人権分野での人権条約の発展的解釈の展開を把握した。自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約の各人権条約機関の総括所見、一般的見解、個人通報見解(自由権規約のみ)を検討した。その結果、人権条約機関は、国際人権法の研究者らの意欲的な研究に依拠し、国際環境法などの他分野の国際法の進展も参照して、ビジネスと人権の分野で人権条約の発展的解釈を進めてきたことを確認できた。人権条約機関は、国家の域外的保護義務について解明を進め、近年では、多国籍企業の本国などの国家に、その管轄下にある企業の領域外での人権侵害を防

止・救済するために、①企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法規制を導入すること、②企業のデュー・ディリジェンス実施を監視、調査し、義務違反への制裁をすること、③領域外で発生した被害に対する司法救済を確保することを求める勧告が相次いで出されるに至っている。同様の発展的解釈は、米州人権裁判所でも見られる。第8章では、こうした発展的解釈が締約国に影響を与えていることを示し、人権条約機関の解釈の法的意義と発展的解釈の正当性について検討した。

結論として、第3部の掲げた国際法の発展方向は、理論的に正当であり、かつその方向への発展が始まっていることを結論できた。

第4部 ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の動的展開

第4部では、第3部の検討を踏まえ、ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の動向を分析し、「あるべき法」と「ある法」のギャップを埋める動的展開がどのように進んでいるかを確認した。そして規範動態における当事者や被害者を中心とする国境を越えた市民の連携、「下からのグローバリゼーション」と言われる動きの影響を把握した。

1 第9章 欧州における人権デュー・ディリジェンスを義務づける立法の潮流

第9章では、欧州における立法動向を分析した。第1節では、人権条約機関の勧告を受けたフランス、ドイツ、オランダ等の国家が、人権デュー・ディリジェンスの実施を企業に義務付ける法制化を実施していること、及び法制化の内容を検討した。第2節では、デュー・ディリジェンスを企業に義務付けるEU指令の動きを検討する。加盟国の法制化は、EUレベルの法制化の機運を高め、公正な競争条件の確保という域内市場の本質的利益を守る必要性からも、EU指令策定に影響を与えた。EU指令案はまだ議論の最中であるが、①域外も含む企業の人権尊重に対する国家の義務 ②企業に対する人権デュー・ディリジェンスの義務付け(間接的な義務)という枠組みを承認し、それがいかに実効的かという議論に移行していることを明らかにした。EU指令は実現すれば全EU加盟国で法制化され、かつEUの規制が「ブリュッセル効果」を有することから、グローバルな規制にも影響を与える可能性が高いことを示した。

2 第10章 欧州における越境的人権侵害の被害救済

第10章は、国境を越える企業による人権侵害の被害救済について欧州における司法救済の進展を検討することとし、第1節で欧州全体の動き、第2節で英国、第3節でオランダを取り上げて分析した。

第1節では、裁判管轄に関するEUと欧州司法裁判所の動きを検討した。2000年に制定されたBrussel I規則は、ブリュッセル条約を引き継ぎ、加盟国の領域内に住所を有する者は当該加盟国の裁判所に訴えられると規定し、かつ、企業の「住所」概念を広範に規定し、多国籍企業を被告とする不法行為訴訟の欧州における裁判管轄が認められやすくなった。加えて、欧州司法裁判所は2005年、ブリュッセル条約2条を強行

法的位置づけ、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理の援用は許されないと判断した。この結果、多国籍企業等の領域外における人権侵害の被害に関する訴訟の門戸が開け、欧州の裁判所には多数の事案が継続することになった。

第2節では、イギリスにおける多国籍企業訴訟の判例の展開を分析する。裁判所は、近年、コモンローの「注意義務」概念を拡張し、海外子会社の労働者のみならず、海外の事業活動によって影響を受ける関係者にも親会社の注意義務が及ぶとの判断を行っている。第3節ではオランダについてイギリスと同様の判例の発展がみられること、さらに気候変動に関する訴訟では、オランダ民法の「注意義務」の解釈にあたり、指導原則が取り入れられ、指導原則におけるバリューチェーン全体での人権尊重が企業の法的義務であると確認され、シエル石油に対し、バリューチェーン全体でのCo2排出削減を命じる画期的判断がされたことを紹介する。以上のとおり、多国籍企業の本国での司法救済の道が開けたこと、国内裁判所の解釈を通じて、多国籍企業の注意義務が法人格の壁を超えて認められ、さらに指導原則の内容が国内法の解釈を通じて法的義務として確認されたことは大きな前進である。しかし実効的な被害救済には未だ多くの障害があり、企業による国境を越えた人権侵害の実効的な被害救済のために、国際的な規範形成をさらに進めることが必要であると結論付けた。

3 第11章 さらに国際法の発展に向けて

第11章では、ビジネスと人権に関する、普遍的で実効性のある被害防止・救済を実現するために、国際条約体制を構築すること、同時にその基盤を形成するための国際慣習法の形成を図っていくことが課題となるとの認識のもと、さらなる国際法の発展に向けた動態を把握した。

第1節では、拘束力あるビジネスと人権に関する法的拘束力ある文書案の意義と課題、その実現を阻むものを把握した。現在の草案は第3部で見た①②を含む方向であるが、第7章でみたような被害救済の仕組みには遠く及ばず、かつそれでも先進国から強い反対が出され、国家中心主義の壁に阻まれている。そこで、第2節、3節では条約交渉とは異なる場所での規範形成の動きも見ていく。

第2節では、国連の人権理事会の特別手続や調査メカニズムを通じ、企業の直接アカウンタビリティを問う動きが広がり、国連のメカニズムから人権侵害に関連する企業への直接的な勧告等がなされている状況を明らかにする。

第3節では、最後に、国際法の「他者」としてシステムから締め出されてきた当事者及び被害者および彼らと連帯したグローバルな市民の行動がビジネスと人権に関するグローバルな規範の発展に与える影響を検討する。国連人権条約の発展的解釈の形成過程においても、国連特別手続の進展においても、国内法やEU法のプロセスにおいても、そして日々生起する企業による人権侵害に対する現場での権利闘争においても、被害者・当事者及び彼らと結びついた市民社会が決定的に重要な影響力を有していることが明らかになった。グローバリゼーションを上から構築しようとする「上か

らのグローバリゼーション」に対し、ライツホルダーを中心とする「下からのグローバリゼーション」の動態が、規範の発展に多大な影響を与えていることを明らかにした。

終章

以上の検討に基づき、本研究が掲げた

- ① 従来の国際人権法上の管轄概念を超えて、国家が人権上の域外的義務、すなわち自国の管轄または管理下にある企業の越境活動により影響を受ける領域外の個人に対する人権上の義務を負う国際法の発展が可能か、
- ② 企業の越境する人権侵害に関して企業に直接的・間接的な義務を課し、被害防止・救済を確保する国際法の発展が可能か

という問いは、国際法上可能であるし、必要であること、そして「あるべき法」から「ある法」へと向かうプロセスにあると結論付けた。

そして、「あるべき法」から「ある法」へと向かうプロセスにおいて、また「ある法」を、人権を確実に保障するものとするために、被害者や当事者の力が重要であるとの認識に至った。国際条約の帰趨も、どれだけ人々の意思が結集できるかにかかっており、同時に、多くの市民が指導原則を武器として使い、「企業の尊重責任」を援用し続けることで、時を越えて弱い「責任」が「義務」に転化する可能性がある。

国際法は必要とする人々のものであり、国際法を必要とする人々こそが法を発展させる原動力であることを確認して、本研究を締めくくった。

以上